

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第19号

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和55年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市町長の事務）</p> <p>第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号。以下「条例」という。）第2条の表の第6号(1)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（公聴会の告示）</p> <p>第3条 知事は、<u>法第7条第4項（法第12条第6項又は第14条第4項において準用する場合を含む。）又は第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において聴こうとする案件を公示するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（届出）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）<u>、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）及び佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成24年佐賀県条例第56号。以下「条例」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（市町長の事務）</p> <p>第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の表の第6号(1)の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（公聴会の告示）</p> <p>第3条 知事は、<u>法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において聴こうとする案件を公示するとともに、意見を聴こうとする利害関係人（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>（届出）</p>

第9条 捕獲許可証等の交付を受けた者が、死亡し、又は行方不明となった場合には、戸籍法（昭和22年法律第224号）上の届出義務者は、10日以内にその旨を狩猟免状等を添えて知事（条例第2条の表の第6号(1)の許可及び同号(2)の登録を受けて発行された許可証等にあつては、市町長）に届け出なければならない。この場合において、捕獲許可証等を添えることができないときは、その理由を付記しなければならない。

2 略

（行為の指定）

第10条 法第29条第7項ただし書の規定により、鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為として知事が指定するものは、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 法第29条第7項第4号の政令で定める行為のうち、次に掲げる行為

ア～カ 略

キ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送施設の管理に必要な行為

ク～ス 略

（鳥獣保護員の設置）

第11条 略

第9条 捕獲許可証等の交付を受けた者が、死亡し、又は行方不明となった場合には、戸籍法（昭和22年法律第224号）上の届出義務者は、10日以内にその旨を狩猟免状等を添えて知事（佐賀県事務処理の特例に関する条例第2条の表の第6号(1)の許可及び同号(2)の登録を受けて発行された許可証等にあつては、市町長）に届け出なければならない。この場合において、捕獲許可証等を添えることができないときは、その理由を付記しなければならない。

2 略

（行為の指定）

第10条 法第29条第7項ただし書の規定により、鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為として知事が指定するものは、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 法第29条第7項第4号の政令で定める行為のうち、次に掲げる行為

ア～カ 略

キ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による基幹放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備の管理に必要な行為

ク～ス 略

（鳥獣保護員の設置）

第11条 略

（手数料の減免申請）

第12条 条例第5条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第16号）を知事に提出しなければ

(書類の経由)

第12条 略

らない。

(書類の経由)

第13条 略

様式第15号の次に次の1様式を加える。

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
氏 名

手数料減免申請書

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例 (平成 24 年佐賀県条例第 56 号) 第 5 条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。

手数料の名称	減免前の手数料の額	減免後の手数料の額	減免申請理由

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。